

大阪府指定出資法人評価等審議会（第8回）

- と き 令和4年7月12日（火曜日）10：00～12：00
- と ころ Web 開催
- 出席者 吉村 典久（大阪公立大学大学院経営研究科・商学部 教授）
飯島 奈絵（堂島法律事務所 弁護士）
上野山 達哉（大阪公立大学大学院経営研究科・商学部 教授）
川崎 ますみ（オフィス・リオ 中小企業診断士）
久保 明代（株式会社プロスパー・コーポレーション 代表取締役会長）
坂本 守孝（坂本会計事務所 公認会計士）
- 議 題 大阪府指定出資法人への人的関与のあり方について
〔個別審議ポスト 法人所管部局ヒアリング〕

（1）（公財）大阪府都市整備推進センター〔理事長（常勤）、常務理事（常勤）〕

所管部局から法人への人的関与の必要性等について説明

- 委員：前回の審議会の意見で「事業の進捗状況により、役員の数・配置形態・役割分担については今後検討していく必要がある。」とされていたが、まだ常務理事2名が常勤である必要性は。
- 部局：常勤の常務理事は、それぞれ理事長を補佐する役割を担っている。また、それぞれの担当事業について、コロナの影響による事業の遅れや難しい調整を行っているところであり、少しずつ前に進んでいるが道半ばという状況。
- 委員：道半ばであるものの事業が進んでいるのであれば、理事長と常務理事の役員3名を2名にすることはできないのか。
- 部局：常務理事は役員ではあるものの実質的に事業の責任者となっている。それぞれ市町村や地元の方と調整をしており、高度な折衝となるので常勤でなければ難しいと考えている。理事長については、法人が統合したことによって、管理スパンが増えていることに加え、全体を統括するという立場で高度な協議に参画しているところ。
- 委員：理事長が常勤である理由は。
- 部局：理事長については、市町村の首長との協議や要請が発生するため常勤でなければ務まらないと考えている。具体的な事例では、河川敷の環境保全・魅力向上事業で区長から理事長に対し、河川敷をにぎわいのあるまちづくりをしたいと要請があり、昨年度から検討を進め、今年度事業者募集の予定。これは、まちづくりを理解している理事長だからこそ迅速な対応ができたと考えている。
- 委員：理事長、常務理事以下の組織構成はどうなっているのか。
- 部局：常務理事の下に事務局長がおり、その下にセクションごとの部長を配置している。部のなかに課長、主幹がいるという構成になっている。
- 委員：常務理事と部長の業務のすみわけは。
- 部局：部長という肩書きであるが、実質的には市の担当者と直接やりとりをしている。部制となっているが各部で職員が5名程度しかいないため、部長も実働部隊となっている。

(2) (公財) 千里ライフサイエンス振興財団〔専務理事(常勤)〕

所管部局から法人への人的関与の必要性等について説明

※委員からの質疑等は特になし